

第 4 回 策定検討会議後からの主な修正点 一覧

| 項目 | 修正点 |
|-------------------------|--|
| 第 4 回 策定検討会議意見を踏まえた修正 | <p>第 3 章「県の役割」図の修正 (P17)</p> <p>第 5 章 冒頭に「総論」記述 (他部局においても住生活に関係する施策が実施、必要に応じて連携) (P20)</p> <p>第 5 章 以下の基本的施策を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市町村等の「生涯活躍のまち」などにかかる取り組みに対し、必要に応じて情報提供や相談等の支援」(目標 1 (2)) (P23) ・「住生活関連サービスの促進」(目標 4 (3)) (P32) ・「緊急輸送道路沿道建築物の実態把握、所有者等への啓発などによる、耐震化の促進」(目標 5 (1) ①) (P33) <p>第 6 章 以下のとおり、見せ方を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見出しの記載 (P38) ・総論に「主に高齢者、子育て、空き家などについて記載」と表示 (P36) ・ゾーン別の施策の一例を、それぞれのゾーン毎の箇所に記載 (P39) <p>その他 観測実況指標として、以下の項目を設定 (資料 6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設候補地の確保 ・建替え等が行われる公的賃貸住宅団地 (100 戸以上) における、高齢者・障害者・子育て世帯の支援に資する施設の併設率 ・都市再生機構団地 (おおむね 1,000 戸以上の団地) の地域の医療福祉拠点化 |
| 庁内各課の意見照会への対応、内容調整 | <p>第 2 章 宅地建物取引業法改正を追加 (P12) 現状分析と課題認識の分離 (P13)</p> <p>第 4 章 応急危険度判定士にかかる成果指標を再度取り入れ (P18)</p> <p>第 5 章 「重点施策」を「早期に県が取り組むべき施策」の表現に修正 (P22) ※第 7 章 (P58) も同様 「都市の緑の保全・創出」の施策追加 (P34)</p> <p>その他 文言修正</p> |
| 市町村からの意見の反映 (事前協議、正式協議) | <p>文言修正</p> |
| パブリックコメントからの意見の反映 | <p>第 3 章 重視するテーマ (3) 多主体連携 「また、地域特性やニーズを的確に捉えた活性化施策を進めていくためには、<u>県や市町村以外にも、地域コミュニティや NPO、民間事業者等の多様な主体の参画を促し、</u>・・・」(P17)</p> <p>第 3 章 県の役割 文言修正 (下線部) 「○住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、<u>実施する</u>」(P17)</p> <p>第 5 章 目標 1 基本的施策の併記 基本的施策「住生活関連サービスの促進」(目標 4 (3)) (P32) を、目標 1 (2) 高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりへ併記 (P24)</p> |